

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	独立行政法人 建築研究所

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○第3期中期計画において、保有資産の必要性について不断に見直しを行うこととしている。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	○第3期中期計画において、保有資産の必要性について不断に見直しを行うこととしている。 ○なお、幅広い資産を対象とする観点から、特許等の知的財産権については、その取扱いに関する基本方針(知的財産ポリシー)を平成22年度に作成し、平成23年4月より同方針に基づく知的財産権の適切な取得・活用・管理に取り組んでいる。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○平成23年4月よりつくば市内の国土交通省関係5機関により、事務用品について共同調達を開始しており、コスト削減を図っている。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○第3期中期計画において、保有資産の必要性について不断に見直しを行うこととしている。 ○コスト削減を念頭により一層の管理運営の適正化を図るため、平成23年3月に策定した施設整備計画に基づき、計画的に施設の整備、更新、廃止等を進めることとしている。
3. 取引関係の見直し	
① 随意契約の見直し等	

<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度の実績は以下のとおりである。 (金額ベース) 一般競争等586,830千円(97.1%)、競争性のない随意契約17,463千円(2.9%) (件数ベース) 一般競争等97件(93.3%)、競争性のない随意契約7件(6.7%) ○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき設置した契約監視委員会において、毎年度の契約状況について審査するとともに、ホームページで公表している。 ○平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、一般競争入札等において実質的な競争性が確保されるように、これまでに公告期間の延長、入札参加要件の緩和、発注情報のメールサービス、仕様書及び発注予定情報のホームページでの公表等の改善措置を講じた。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。 ○「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、所外HPでの周知及び入札公告等への記載を行い、透明性を確保している。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。</p>	<p>○平成23年4月よりつくば市内の国土交通省関係5機関により、事務用品について共同調達を開始しており、コスト削減を図っている。</p>

<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の実施を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ア) 調達に係る仕様要件については、仕様要件が限定的・排他的にならないよう、事前には契約審査会、事後には契約監視委員会の審査を行っている。</p> <p>○イ) リース方式の活用に関して、所内のOA機器について採用している。研究機器等の効率的利用を図るため、共同研究の際に大型実験施設を含め、共同利用を行っている。</p> <p>○ウ) 高額な研究機器等(WTOなど)購入の際は、他の研究機関の契約実績等の把握に努めるとともに、予定価格の作成時には、複数者から参考見積を取るにより適正価格の把握に努めている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○平成23年4月よりつくば市内の国土交通省関係5機関により、事務用品について共同調達を開始しており、「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月閣議決定)を踏まえたコスト削減を図っている。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○平成23年4月よりつくば市内の国土交通省関係5機関により、事務用品について共同調達を開始しており、「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月閣議決定)を踏まえた調達事務の効率化とコスト削減を図っている。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p> <p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>—</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p> <p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○俸給、諸手当等給与水準は、国家公務員の給与と同じであり、引き続き国に準じて運用する。</p> <p>事務・技術職員については、平成23年度までに、対象となる職員の構成が人事異動等で変わることにより、対国家公務員指数は98.2、地域・学歴勘案が99.0を目標とする。</p> <p>研究職員については、平成23年度までに、対象となる職員の構成が人事異動等で変わることにより、対国家公務員指数は104.5、地域・学歴勘案が99.9を目標とする。</p> <p>○左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を国土交通省のHPに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。</p>

<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○給与水準については、監事による監査、国土交通省独立行政法人評価委員会による事後評価において、チェックを行っているところであり、引き続き実施していく。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○業務運営全般を通じ経費の節減を進めるものとし、運営費交付金を充当して行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き、具体的な目標を以下のとおり中期計画において設定している。 ア)一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、前中期目標期間の最終年度(平成22年度)予算額に対し、本中期目標期間の最終年度(平成27年度)までに15%に相当する額を削減する。 イ)業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、前中期目標期間の最終年度予算額に対し、本中期目標期間の最終年度までに5%に相当する額を削減する。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費については、国家公務員に準じたものとしている。 ○職員の諸手当については、国家公務員に適用される給与法の手当と同様な内容としている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○運営費交付金の積算については、算定方法を中期計画に明示している。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○内部監査については、年度当初に作成する監査計画に基づき、監事による監査を実施しており、その結果を理事長に報告している。 なお、理事長は意見があった場合には必要な措置を講じ、その結果を監事に通知している。他に、契約監視委員会や物品納入検査等を適宜行っている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○受益者負担の適正化や自己収入確保の観点から、外部研究機関等による実験施設の利用料を改定し、平成23年7月1日の新規利用分から適用している。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○研究開発の実施にあたって、競争的資金等の外部資金の獲得・活用に努めているところであり、20年度途中からは「一人一件以上申請」の目標を掲げて積極的に取り組んでいる。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○実験施設について、研究開発に支障のない範囲で外部利用を促進することとし、平成23年3月の講演会において実験施設の紹介資料の配付等を行い、自己収入の拡大に努めている。 ○建築研究所が取得・保有する特許等の知的財産権は、使用料収入を上げることを第一の目的とするものではないが、その取扱いに関する基本方針(知的財産ポリシー)を作成し、平成23年4月より同方針に基づく知的財産権の適切な取得・活用・管理を行うとともに、自己収入の確保に取り組んでいる。</p>

6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については実施していないが、研究課題の選定及び実施に当たっては、従来から外部の専門家等による事前評価、事後評価等の研究評価を行っている。なお、平成22年11月に研究評価実施要領を改正し、研究開発の重点化、他の研究機関との重複排除の観点から、建築研究所が実施する必要性を評価項目として明記した。また、研究評価の結果については、外部からの検証が可能となるよう公表している。

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

○ 事前評価及び中間評価において出された意見を踏まえ、必要に応じて研究開発の見直しを行っており、研究評価結果を実施過程に適切に反映させている。
○ 研究評価の結果は、外部からの検証が可能となるようホームページにて公表している。